

平成30年第2回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年6月11日（月曜日）								
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場								
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成30年6月11日午前10時00分			議 長	上 田 利 治 君			
	散 会	平成30年6月11日午後0時00分			議 長	上 田 利 治 君			
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 10名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名		出 席 等 の 別	議席 番号	氏 名		出 席 等 の 別	
	1	小 山 善 照 君		○	2	山 口 寛 敏 君		○	
	3	宮 崎 吉 輝 君		○	4	井 上 正 旦 君		○	
	5	池 田 道 夫 君		○	6	脇 山 伸 太 郎 君		○	
	7	友 田 国 弘 君		○	8	中 山 昭 和 君		○	
	9	岩 下 孝 嗣 君		○	10	上 田 利 治 君		○	
	会議録署名議員	2 番		山 口 寛 敏 君		3 番		宮 崎 吉 輝 君	
	地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君			副 町 長	鬼 木 茂 信 君		
		教 育 長	中 島 安 行 君			会計管理者兼税務課長	井 上 新 吾 君		
		管理兼政策統括監	西 立 也 君			総 務 課 長	中 山 昇 洋 君		
財政企画課長		加 納 晴 美 君			住 民 福 祉 課 長	中 島 泰 広 君			
保健介護課長		山 口 善 正 君			産 業 振 興 課 長	日 高 大 助 君			
まちづくり課長		松 本 恵 一 君			生 活 環 境 課 長	鈴 木 博 之 君			
教 育 課 長		中 村 大 輔 君							
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長		脇 山 和 彦		議 会 事 務 局 係 長		松 本 辰 範		

平成30年第2回玄海町議会定例会議事日程（第1号）

平成30年6月11日 午前10時開会

- 日程1 会議録署名議員の指名について
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議長の諸報告
- 日程4 町長の行政報告
- 日程5 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 日程6 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程7 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度玄海町一般会計補正予算（第1号））
- 日程8 議案第30号 玄海町温泉掘削工事請負契約について
- 議案第31号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について
- 議案第32号 玄海町敬老年金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 平成30年度玄海町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第34号 平成30年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

午前10時 開会

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回玄海町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで中山総務課長より発言の申し出がっておりますので、許可いたします。中山総務課長。

○総務課長（中山昇洋君）

皆さんおはようございます。議事日程に先立ちまして、大変恐縮ではございますけれども、

県政功労者表彰の伝達を行いたいと思います。

このたび、岩下孝嗣議員が玄海町議会議員として御尽力をされました功績をたたえ、佐賀県知事より表彰状の贈呈式がございました。ここに御披露申し上げ、伝達をとり行いたいと存じます。

町長より伝達をしていただきますので、岩下孝嗣議員、演壇のほうまでよろしくお願いいたします。

○町長（岸本英雄君）

表 彰 状

玄海町 岩 下 孝 嗣 殿

あなたは多年にわたり玄海町議会議員として地方自治の振興に尽力し、県勢の発展に寄与されました。

その功績は誠に顕著であります。

よって、ここに表彰します。

平成30年5月9日

佐賀県知事 山 口 祥 義

代読。（拍手）

○議長（上田利治君）

本定例会に執行部から議案が送付されておりますので、職員に朗読させます。

○議会事務局長（脇山和彦君）

〔朗読省略〕

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程 1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田利治君）

日程 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、3番宮崎吉輝君、2番山口寛敏君を

指名いたします。

日程 2 会期の決定について

○議長（上田利治君）

日程 2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 6 月 11 日から 19 日までの 9 日間とし、本会議を 11 日、14 日及び 19 日の 3 日間、予算特別委員会を 15 日及び 18 日の 2 日間、休会を 12 日、13 日及び 16 日、17 日の 4 日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 6 月 11 日から 19 日までの 9 日間とすることに決定いたしました。

日程 3 議長の諸報告

○議長（上田利治君）

日程 3. 議長の諸報告を行います。

地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定による監査委員からの例月現金出納検査の報告と本年 3 月から 5 月までの玄海原子力発電所の運転状況等の報告につきましては、お手元に配付しております書類により御了承方お願いいたします。

まず、4 月 25 日に佐賀県町村議会議長会の議長会議が佐賀市で開催され、出席いたしました。

協議事項として、まず、公益財団法人佐賀県市町村振興協会理事の任期満了に伴う選任が行われ、現理事の有田町の松尾県議長会会長が再任されました。

次に、各町議会の長期に欠席した議員の報酬を減額する条例の可決状況と町村議会議員の報酬等のあり方中間報告、町村議会のあり方に関する研究会報告書に対する意見についての報告が行われました。

また、平成 30 年度町村議会議長・副議長研修会及び町村議会議長会会議や議員研修会など、今後計画されている行事予定の説明がありました。

次に、5 月 8 日に平成 35 年度国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会第 4 回総会が佐賀市で開催され、岸本町長と出席いたしました。

詳細につきましては、後ほど町長から報告があると思いますので、省略いたします。

次に、5月14日に全国原子力発電所所在市町村協議会総会が東京都で開催され、岸本町長と出席いたしました。

詳細につきましては、後ほど町長から報告があると思いますので、省略いたします。

翌5月15日に第11回全国原子力発電所立地議会サミット第2回実行委員会が東京都で開催され、出席いたしました。

会議では、本年10月30日と31日に開催される第11回全国原子力発電所立地議会サミットの開催要領の協議を行い、メインテーマについては、「これからの日本のエネルギー政策と原子力のあり方～原子力発電と立地自治体の方向性～」とし、第1分科会から5分科会までのテーマ及び議論項目、また、サミット当日の運営職務分担と分科会担当の各市町村議会についてもそれぞれ決定され、今後の実行委員会の開催日程等についても決定されたところです。

次に、5月28日と29日の2日間にわたり平成30年度町村議会議長・副議長研修会が東京で開催され、中山副議長と出席いたしました。

研修会は、櫻井正人全国町村議会議長会会長の開講挨拶で始まり、第1部では「町村議会議員の議員報酬等のあり方中間報告」、第2部では「町村議会のあり方に関する研究会報告書」と題し、山梨学院大学大学院研究科長・法学部教授、江藤俊昭氏により講演が行われました。

その後、町村議会特別表彰を受賞された長崎県小値賀町議会、立石議長から「議会の権能の使い道と議会の立ち位置の有効活用～小さな町議会の小さな挑戦～」と題し、続いて福岡県大刀洗町議会、山内議長から「住民に向き合った議会運営と広報紙づくりを实践」と題し、最後に徳島県那賀町議会、古野議長と議会改革調査特別委員会、柏木委員長から「議会活性化への取り組み～住民から期待される議会を目指して～」と題して発表がなされ、どの議会も議員のなり手不足に苦慮されており、活発な意見交換が行われました。

次に、5月30日に佐賀県原子力環境安全連絡協議会が玄海町町民会館において開催され、岩下原子力対策特別委員長、岸本町長とともに出席いたしました。

詳細につきましては、後ほど町長から報告があると思いますので、省略いたします。

以上をもちまして議長の諸報告を終わります。

日程4 町長の行政報告

○議長（上田利治君）

日程4. 町長の行政報告を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

おはようございます。本日は、平成30年第2回玄海町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には大変御多忙の中に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、3月定例会以降、今日までの主なものについて行政報告を申し上げます。

まず、4月10日に唐津市で唐津・玄海体験型旅行受入推進協議会総会及びNPO法人唐津・玄海観光交流社総会が開催され、出席をいたしました。

唐津・玄海体験型旅行受入推進協議会総会では、平成29年度事業報告並びに収支決算報告について原案どおり承認されました。

平成29年度唐津・玄海体験型旅行受け入れ実績といたしましては、学校数42校、生徒数5,350人ということになっております。

次に、NPO法人唐津・玄海観光交流社は、唐津・玄海地区で修学旅行民泊の受け入れ開始から10年が経過をし、年々受け入れの民家もふえ、現在では5,000人を超える中学生、高校生の受け入れを実現してきました。しかし、需要には遠く及んでおらず、より多くの受け入れを実現するため、専従の職員を雇用できる環境をつくり、事業発展を行っていくことが必要不可欠とのことから、雇用の基盤をつくるための組織を法人化し、地域振興及び活性化に寄与することを目的として設置されました。

総会では、平成30年度事業計画並びに収支予算について、定款変更、理事変更について審議され、全て原案どおり承認されました。

次に、4月20日に東京で全国原子力発電所所在市町村協議会の役員会が開催をされ、出席をいたしました。

役員会では、5月14日に開催される同協議会総会に提案する議案について協議を行いました。

例年と異なる点といたしましては、規約の一部改正と役員改選が挙げられました。

規約の改正では、本協議会の会員は「原子力発電所が設置されること」と限られているため、「原子力発電と密接な関連を有する施設が設置されること」を追加し、範囲拡大について了承されました。

次に、4月24日に唐津上場商工会肥前研究所において、平成30年度第13回唐津上場商工会女性部通常総会が開催をされ、出席をいたしました。

総会では、平成29年度事業報告並びに決算報告、平成30年度事業計画案並びに予算案、任

期満了に伴う役員改選の3議案が審議され、全て原案どおり承認されました。

また、地域の特徴を生かした女性ならではの「おもてなし」の心をモットーに積極的に商工会事業に携わり、地域発展に寄与し、商工会の補完的役割を果たし、さらに商工業に携わる女性として経営知識と教養を深めるとともに、社会一般の福祉の増進に資することを基本方針に地域商工業の振興発展に寄与するとともに、組織の活性化、講習会、研修会の開催、環境問題への取り組みや男女共同参画社会の形成に向けた取り組みなどの重点事業を中心に事業活動を展開していくことなどが報告されました。

次に、4月26日に唐津市JAからつ本所において、平成30年第13回JAからつ肥育牛部会通常総会が開催され、出席をいたしました。

総会では、29年度事業報告並びに決算報告、平成30年度事業計画案並びに予算案など5議案が審議され、全て原案どおり承認されました。

肥育農家を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が予想される中、事故率の低減、枝肉重量の向上に努めながら、産地間競争に負けない佐賀牛づくりを行っていくとともに、2020年に開催される東京オリンピックでの知名度向上及びインバウンドを見据えた輸出販売戦略を図りつつ、部会員の経営の維持発展と消費者に安全・安心で価値ある豊かな食を提供することを使命として肥育経営を行っていくという平成30年度方針が示されました。

次に、5月8日に佐賀市グラデはがくれにおいて、平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会第4回総会が開催され、上田議長とともに出席をいたしました。

総会では、準備委員会会則の改正、平成29年度事業報告、収支決算案、平成30年度事業計画案、収支予算案等7議案が審議され、原案どおり承認されました。

また、今年度判明した国民体育大会・全国障害者スポーツ大会準備室職員による公金の着服については、着服した約7,850千円のうち、着服されたままとなっていた経費約3,780千円が返還され、正当な債権者に支払われたことを確認したことが監査報告されました。

次に、5月14日に東京において全国原子力発電所所在市町村協議会総会が行われ、上田議長とともに出席をいたしました。

第1部の議案審議では、平成29年度の事業報告及び収支決算報告、規約の一部改正、平成30年度の事業計画案及び予算案、役員改選、さらに国への要請書について原案どおり承認されました。

続いて、第2部では原子力発電等に関する要請のほか、経済産業省、文部科学省、内閣府、環境省、原子力規制庁、復興庁と意見交換を行いました。特に、エネルギー基本計画における原子力発電の位置づけや国民への説明と理解促進、核燃料サイクルの取り組みや技術の維持と人材確保について、質問と関係省庁からの答弁がなされたところでございます。

また、5月16日に東京において全国道路利用者会議第70回定時総会が行われ、出席をいたしました。

総会では、平成29年度事業報告、収支計算書、役員の一部改選、平成30年度事業計画、収支予算書等が審議され、全て原案どおり承認されました。

また、意見発表では、栃木県茂木町、古口町長が「道路特定財源の廃止や公共事業予算が減らされた後、東日本大震災などの多くの災害が起きたが、復旧や維持もままならない状態である。復興のため、道路整備こそ重要であることがわかった。道路財源の一般財源化は誤りであることを明確にして、道路特定財源としての復活を目指すため、一丸となって取り組もう」と述べられました。

引き続き、翌日の5月17日に東京において道路整備促進期成同盟会全国協議会第39回通常総会及び命と暮らしを守る道づくり全国大会が行われ、出席をいたしました。

総会では、平成29年度事業報告並びに決算報告、役員改選、平成30年度事業計画並びに予算が審議され、全て原案どおり承認されました。

命と暮らしを守る道づくり全国大会では、地方創生及び国土強靱化を実現し、ストック効果を早期に発揮させるため、1つ、東日本大震災や熊本地震等による被災地の復旧・復興、1つ、高規格幹線道路等の未整備区間の解消、暫定2車線区間の4車線化等の早期実現、1つ、定期点検結果を踏まえた老朽化対策予算の別枠確保、1つ、生産性向上に資する渋滞対策及び生活道路等の安全対策など、8項目について計画的かつ着実に推進し、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう新たな財源の創設を検討するとともに、平成31年度道路関係予算は所要額を確保することについて決議がなされました。

次に、5月25日に玄海町町民会館において第13回唐津上場商工会通常総会が開催され、出席をいたしました。

総会では、平成29年度事業報告並びに収支決算報告、平成30年度事業計画並びに収支予算、借入金最高限度額承認の件、役員改選の4議案が審議され、全て原案どおり承認されたところでございます。

借入金最高限度額については、年度中において補助金の遅延、その他の理由により事業遂行上、必要な資金が生じた場合の借入金最高限度額が30,000千円に変更となりました。

平成30年度事業計画の基本方針として、唐津上場商工会は「地域の産業活動を支える商売人が元気になることが地域経済の活性化の原点」を使命とし、行政の施策を周知、活用し、商工会の経営力アップ、若手経営者、後継者の育成支援、経営発達支援事業の実施による経営改善普及事業の強化、情報化ビジネス対応支援、行政及び関係機関との連携強化を重点項目として、役職員が一丸となって、豊かで個性と魅力あふれる地域づくりに全力で取り組んでいくことが示されたところであります。

次に、5月30日に佐賀県原子力環境安全連絡協議会が玄海町町民会館で開催をされ、上田議長、岩下原子力対策特別委員長とともに出席をいたしました。

会議では、玄海原子力発電所周辺の環境への放射能の影響調査結果や玄海原子力発電所の運転状況が報告されました。

これまでの測定結果と比較しても特異な数値はないことを確認いたしました。

また、九州電力より玄海原子力発電所3号機の2次系設備である脱気器からの蒸気漏れ事象及び4号機の1次冷却材ポンプのシールリークオフ流量増加事象についても報告が行われ、さらなる安全性と信頼性の確保に取り組んでいくことを確認いたしました。

以上で行政報告を終わります。

日程5 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上田利治君）

日程5．議案第27号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第27号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めます。

専決処分の内容でございますが、玄海町税条例等の一部を改正する条例の制定でございます。

専決理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布

され、原則として平成30年4月1日から施行されることに伴いまして、条例の施行日までに緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないと認めまして、専決処分をさせていただいたところでございます。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせたいと思います。

どうか御審議の上、御承認をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

おはようございます。それでは、お手元に配付しております資料により玄海町税条例等の一部を改正する条例についての内容を説明申し上げます。

まず、2枚めくっていただきまして、1ページをお開きください。

個人住民税の非課税の範囲についての変更でございます。

1つ目が、障害者等に対する非課税の見直しによって、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人町民税の非課税の合計所得要件が1,250千円から1,350千円に引き上げられます。

玄海町税条例の改正部分については、第24条第1項第2号になり、施行日が平成33年1月1日からとなります。

2つ目が、町民税均等割非課税限度額となる基準が100千円引き上げられます。

同様に、平成33年1月1日から施行されます。

3つ目が、町民税所得割非課税限度額となる基準が同様に100千円引き上げられます。

この改正も平成33年1月1日からの施行となります。

2ページをごらんください。

先ほどの町民税均等割と所得割の非課税の範囲について、被扶養者の数による限度額を示しております。

上段が均等割非課税限度額の範囲になります。

本人のみについては、平成32年12月31日までは280千円以上が対象となり、平成33年1月1日からは100千円が加算されることとなります。

また、被扶養者が1人のときは728千円が100千円加算され、828千円以下が均等割非課税限度額となります。

同じように、下段の所得割非課税限度額についても、平成32年12月31日までは、本人のみ

の場合は350千円以下が非課税となり、被扶養者が1人のときは1,020千円以下が非課税限度額となります。

平成33年1月1日からは、100千円加算された額が所得割非課税限度額となります。

3ページをごらんください。

基礎控除の見直しが行われております。

基礎控除については、所得の多少にかかわらず、一定金額を所得から控除する所得控除方式が採用され、高所得者まで税負担の軽減を及ぼしております。

今回、高所得者まで軽減効果を及ぼす必要性に乏しいのではないかとの指摘から、一律に330千円控除されていたものが、平成33年1月1日から基礎控除額の変更とともに、合計所得金額が24,000千円超で控除額が逡減を開始し、25,000千円超で基礎控除の適用が消失する仕組みとなります。

また、基礎控除の見直しに伴い、平成33年1月1日から合計所得金額が25,000千円を超える所得割の納税義務者は調整控除を適用しないこととなります。

4ページをごらんください。

町民税の年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しについてでございます。

年金所得者が配偶者特別控除の適用を受けるためには住民税の申告書を提出しなければなりません。年報において源泉控除対象配偶者の有無及び所得の見積額が記載されることに伴い、居住者の合計所得金額が9,000千円以下の配偶者で生計を一にする合計所得金額が850千円以下である場合は、町民税の申告書の提出がなくても配偶者特別控除の適用を平成31年1月1日から受けられるようになります。

次に、法人住民税の見直しについてでございます。

外国子会社合算税制等の見直しに伴い、親会社への所得の合算をされた外国子会社の支払った所得税、法人税及び法人町民税等の額のうち、合算された所得について、法人税及び地方法人税から控除し切れなかった金額を法人町民税の法人割から控除する制度が創設されました。

5ページをごらんください。

特定法人の法人税、法人町民税に係る電子申告の義務化が制定されました。

特定法人に対して、納税申告書及び添付書類に記載すべき事項を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して、かつ地方税共同機構を経由して行う方法、エルタックスにより、平

成32年4月1日から市町村長に提供しなければならぬとなりました。

次に、利子税に相当する延滞金の計算期間の見直しについてでございます。

国税における利子税の計算見直しに行い、法人事業税や法人町民税に係る納期限延長の場合の延滞金のうち、増額更正及び申告修正に係る計算期間について、国税と同様の見直しが行われました。

具体的な例として、次のページをごらんください。

利子税に相当する延滞金の計算期間の見直しについて、次のような事例において延滞金の計算期間が見直されることになりました。

1. 法人税の確定申告書の提出期限を延長し、期限内に本税の全額（100）を納付。
2. 納税者が申告及び納付した後に、その申告に係る税額が過大として更正の請求を行った。
3. (2)に基づき、税務署長がその申告に係る税額が過大であるとして減額更正（100→50）を行った。
4. その後に税務署長が増額更正（50→80）を行った場合、改正前については、減額更正から増額更正を行った際の差額の30について延滞金が発生していましたが、今回の改正により延滞金は発生しないようになりました。

施行日については、平成30年4月1日となります。

7ページをごらんください。

たばこ税の見直しについてでございます。

紙巻きたばこの販売数量については、近年減少してきており、今後、たばこの税収は大きく減少することが見込まれているため、国及び地方のたばこ税の税率を、1回目、平成30年10月1日、2回目、平成32年10月1日、3回目、平成33年10月1日に段階的に3回に分けて、1本当たり3円引き上げられることになりました。

また、旧3級品の紙巻きたばこについては、平成31年10月1日から一般の紙巻きたばこと同じ税率となります。

なお、加熱式たばこと紙巻きたばこの間に大きな税率格差があることから、平成30年10月1日から平成34年10月1日までの5回に分けて、段階的に引き上げられることになりました。

引き上げられた加熱式たばこについては、紙巻きたばこへの換算方法については、重量と

価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式がとられることになっており、平成34年10月1日における最終的な税額としては、平均的な紙巻きたばこ1箱当たり304.88円に対して、約9割から7割に当たる金額がたばこ税として課税されることとなります。

9ページをごらんください。

固定資産税の見直しのうち土地の負担調整措置の延長について、負担調整措置が適用されるケースが多い宅地のうち住宅用地を例に挙げて説明させていただきます。

初めに、評価額の決定方法ですが、まず、町内を大きく47の地区に分け、その中で主要な街路となる路線並びに標準宅地を選定します。

選定した標準宅地について、不動産鑑定士に鑑定評価を依頼し、その土地の鑑定価格並びに路線価が決定します。

次に、主要な街路以外の路線価を決定し、宅地の形状や間口、奥行き等に応じた補正率を適用し、各筆の評価額が決定します。

ただし、住宅用地の場合、課税標準額の特例が適用され、200平米以下の部分は評価額の6分の1、200平米を超える部分は評価額の3分の1が課税標準額となります。

最後に、今回の負担調整措置を適用し、固定資産税の税率1.4%を掛け、税額を決定します。

10ページをごらんください。

負担調整措置について説明いたします。

負担調整措置が適用されるケースとしましては、地価の変動や地目の変更などにより評価額が上昇した場合に適用されます。

調整の方法といたしましては、本来の課税標準額の5%ずつを毎年増額調整し、本来の課税標準額に達するまで調整をしながら、なだらかに税の負担を上昇させるための措置となっています。

11ページをごらんください。

負担調整措置の例を載せております。

この例は3年に1度の評価がえのときに評価額が上昇した場合のケースで、下の表の玄海町の場合、平成6年度の評価額が2,000千円から4,000千円に上がり、課税標準額が333,333円から366,666円になっています。評価額が2倍となり、著しく評価額が上がっており、このような場合に負担調整措置が適用されます。

負担調整額の計算方法は、まず、本来の課税標準額、評価額4,000千円から住宅用地に対する課税標準の特例6分の1が適用され、666,666円となり、その666,666円の5%の33,333円が調整額となり、前年度の課税標準額の333,333円に33,333円を加算した額366,666円が課税標準額となります。本来の課税標準額に到達するまで、毎年このような負担調整の計算を行います。

12ページをごらんください。

この調整措置は平成6年度から導入され、20年以上経過しているもので、平成6年度の評価水準の全国一律化（地価公示価格等の7割を目途とする）に伴う評価額の上昇分の調整措置はほぼ完了しております。

今現在、負担調整措置が適用されているのは、農地から宅地への地目変更などにより評価額が上がった土地で、宅地では総筆数の約8.5%の約300筆となっております。

13ページをごらんください。

地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上の実現のため、生産性向上特別措置法の規定により、市町村が策定した導入促進基本計画に基づき、中小企業が計画した先端設備導入計画の策定により一定の設備投資において、臨時・異例の措置として、地方税において償却資産に係る固定資産税の特例が講じられ、新規取得整備の固定資産税が最大3年間ゼロとなる税制支援を行うこととなります。

14ページをお願いします。

地域決定型地方税特例措置（わがまち特例）について、軽減措置を縮減して2年間延長されることとなります。

また、バリアフリーの改修が行われた劇場、音楽堂等の特別特定建築物に該当する家屋のうち、主に実演芸術の公演等を行うことに文部科学大臣の認定を受けたもので建築物移動等円滑化誘導基準に適合させる改修を行った場合は、当該家屋に係る固定資産額の3分の1に相当する金額を2年分減額する措置を平成32年3月31日まで講じることになりました。

以上で説明を終わります。

どうか御審議の上、原案どおりの決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○6番（脇山伸太郎君）

今、井上税務課長から説明していただきましたが、たくさんあってなかなかわかりにくいことだったと思います。

今回の改正が33年1月1日からの分とか30年の分とかいろいろまざっているのですが、これはどういった意味で、例えば、個人住民税の見直しも33年1月1日からとなっております。まだあと数年あるのにどうしてこんなふうに早目に改正がなされているものか、そういった説明はできますか。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

今回の改正につきましては、地方税法等の改正に伴って同じような改正をしておりますので、地方税法に基づくものでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○6番（脇山伸太郎君）

国のお達しですから、そうして地方自治体もそのように変わっていくということでしょうと思います。

これにより、例えば、個人住民税の見直しもあっております。3ページ、4ページですね。今後、33年から実施された場合、玄海町の場合は住民税の増減はどんなふうに予測されていますでしょうか。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

これはあくまでも平成30年、29年中の所得で試算ではございますけど、町民税の非課税については、対象者が1,801人から2,000人、199人ほどがふえる計算となっております。

また、所得税の非課税についても、2,033人から2,177人ということで144人が増加するというので、これはあくまでも去年、29年中の所得で計算した場合の試算ではそういった状況になっております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○6番（脇山伸太郎君）

人数が、最初のが109人減るんですか。それと、2つ目に言われたのが140人増加。

それと、それにより非課税の方がふえたり減ったりしたところで、29年度の税収見込みから見て、非課税になった場合とか、それを考慮した場合は大体、それは人口増減もありますし、所得の増減もありますので、予測しかできないと思っておりますけど、その辺はどんなふうに予測されていますか。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

町民税の非課税の場合、199人がふえることで、均等割が5,500円ですので、今回1,094,500円の減額になる試算をしております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○6番（脇山伸太郎君）

199人が増と言われましたね。そして、約1,090千円が減。もちろん非課税になればそうなることだと思いますが、その後の144人の分とかは関係ないんですか、どうなんですか。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

所得割については、今のところ、うちのほうのシステム上、ちょっと計算ができなかったもので、それについてはまだわからない状況でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○6番（脇山伸太郎君）

これは33年からですけど、町としては住民税が減る方向になるというふうに理解したらいいですね。今の予測ですよ。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

今回、控除額が引き上げられることによって、うちの収入としては若干減るものと考えております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○6番（脇山伸太郎君）

それから、たばこ税が7ページから書いてあります。

たばこ税もだんだん税収が、1本当たり3円上がるとか書いてありますけれども、税が上がるにつれ、たばこの価格も上昇するんですか。例えば、500円のたばこだとして、税収が上がるから、収益が減るからまたたばこも上がる。そういった予測はどんなふうになっていきますか。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

今回は税収が上がる計算だけございまして、たばこの価格がというのは私どものほうではちょっとわからない状況でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○6番（脇山伸太郎君）

たばこの価格はJTとか海外のたばこ会社とかが決めるでしょうから、町としてはそこの予測はつかないということですね。

また、値段が上がれば消費も減るでしょうし、そうなれば、またたばこ税の上昇というか、たばこ税も減ってくるのではないかなとちょっと思っておりますが、これはまだ予測ですから。

それから、9ページから固定資産税の見直しが書いてありました。この固定資産税も、今は路線価格となっております。数年前までは各家庭というか、家の土地自体の評価だったんですけど、路線価格から見て評価をするようになっておりますが、この見直しによって負担調整措置の延長とも書いてありますけれども、見直しによって町の固定資産税はどのような変化があるというか、予測されていますか。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

負担調整額は一般住宅についてはほぼ終わっておりますので、それほどないとは考えておりますけど、先ほど言いましたとおり、田んぼから宅地になった分については、まだ終わっていない部分もございますので、その差額というのは計算しておりませんので、この分はちょっとはっきりわからない状況でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○6番（脇山伸太郎君）

転用されて、それが終わっていない部分というのは、玄海町内で何筆ぐらいあるんですか。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

12ページになりますけど、今、農地転用された部分の合計数としては295筆になります。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○6番（脇山伸太郎君）

ちょっと違う資料を見ておりました。これが議案説明会のものじゃないので、ちょっと戸惑いました。済みません。わかりました。295筆ですね。

それと、この固定資産税の見直しですけれども、これは玄海町の大規模償却資産税とか原発関連、そういったものには影響は受けないんですか、どんなふうになりますか。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

今回の改正に伴って、大規模償却資産等は今回の改正には影響ないと考えております。

○議長（上田利治君）

ほかにありませんか。岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

たばこ税の見直しについてですけど、この税の見直しですね。近年、販売数が減少してき

た。それにより税収が減少するために1本当たり3円値上げをするということですが、これは税の感覚から見て、税収が減るから上げますよと。もう少し福祉のほうから見て、健康を害するから吸わなくなるために価格を上げますよというような考え方はないのでしょうか。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

今回の改正の要項の中で、税収の確保ということで上がっておりましたので、健康的な措置からの改正ということは今回表現の中にございませんでしたので、そういった書き方をさせていただきます。

それと、参考までですけど、町のたばこ税に関しましては、平成27年度で約35,280千円、28年度で33,546千円、平成29年度で29,682千円ということで、ここずっと下がっている状況でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

何かしっくりこんのですけど、住民の健康と福祉の増進のために税を徴収して、それを充てるわけですね。ただ、売り上げが減って税収が下がったから値上げして税収をもとに戻しますよじゃなくて、もっと福祉と健康の増進のためにたばこを吸うのをやめるかと。

町長でも、体調が悪くなったとってたばこをやめるでしょう。しかし、ちょっと戻ったら、またたばこを吸う。お金があるから吸う、手元が不如意になったから吸わないじゃないですか。だから、そういう健康の面もこういうふうに書いたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、ちょっと横目から見ましたけど。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、岩下議員さんが御指摘をいただいたとおり、私どもはたばこ税が見直しされるということになると、やっぱりそういう部分が入っているのかなと思って見させていただきましたけれども、現実には、文章の中には全くそういった健康についてという文言は出てまいりません。ですから、私どもの判断としては、税収の減に対応するために税を上げるという判断

を今はせざるを得ないのかなと。

ただ、それにプラスして、皆さんのお手元の資料にも書いてあると思いますけど、加熱式たばこが新たに税の対象になっておりますので、そういう意味では、もう少しJTさん、もしくは国の厚生労働省なりに健康についての指摘を我々地方としてもしていく必要が今後あるのかなというふうを考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

私もたばこをやめて長いんですけど、紙巻きたばこと加熱式たばこの違い、迷惑のかけ具合ですね。迷惑が少なかったら税率も下げるのか。今は差がありますよね。5年で調整をするというふうになって、それでも差額があるんですけど、これは迷惑の度合いで税率は決まってくるんですか、健康を害する度合いで決まってくるのでしょうか。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

税率につきましては、現在、加熱式たばこの重量と価格によって今後決定するという事なんですけど、まだこれが最終的に決定されていないそうなんですけど、それによって段階的に引き上げるということで、加熱式たばこについては聞いております。

ただ、紙巻きたばこについてはニコチンとかタールの量が含まれており、加熱式たばこについては、従来のたばこに比べ、においが少なく、灰も飛び散らない、ニコチン量などがゼロではないがかなり少ない、健康被害も少ないと言われているということで特徴としては書いてあります。

以上のような状況でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

迷惑のかけぐあいということじゃないんですね。

ただ、何を基準にしてこういうふうな税率を掛けるか。今は重量と本数ですよ。こっちのほうがニコチンやタールがあつて、受動喫煙あたりがあるから高くするとか、こちらはニ

コチンが入っていないから迷惑の度合いが違いますよとかと、そういう細かいところまではなくて、ただ国が決定したから市町村も従いなさいよという法律ですね。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

おっしゃるとおり、加熱式たばこについては、再度になりますけど、重量とたばこの販売価格によって今後決まっていくというふうに聞いております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

固定資産税の見直しについて、12ページの農地転用における負担調整措置、これは今、農地から宅地、雑種地に転用してほかの用途に使うというケースが非常に多いんですけど、農地の評価と宅地での評価は当然違いますよね。それは、この真ん中辺にありますように、17年後に100%になる。その違いは、毎年調整しながら、17年後に100%になるということですか。

例えば、農地で100円納めていた。宅地にすれば500円の税になる。その400円の差額は17年間で調整をするということですか。それとも、路線価で近傍の宅地が400円、500円だったら、100円の農地の宅地から400円にすぐするということはされないんですか。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

まず、宅地と農地の価格が違いますので、大体平均的な宅地の価格で農地から転用された場合は、急激に上げるんじゃなくて、5%ずつ上げていったら約17年かかるということで、今回、ここの中で17年というふうに書かせていただいております。それで本来の税にたどり着くのが大体17年ぐらいかかるということで見込んでおります。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

ちょっとわからなくて、その上のほうに、玄海町内でも宅地総筆数の8.5%の295筆におい

て負担調整措置を適用中であると。ということは、17年間にわたって、20%から始めて17年で100%にする、その調整を今もしているということですよね。毎年毎年その作業があるわけですか。そうすれば、ことし申請をして、17年後にならなければ宅地課税として100%にならないということですか。ただそれを聞いているんですけど。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

農地から宅地に転用した場合、価格というのがどうしても高くなりますので、それを急激に高い税率じゃなくて、年間5%ずつ上げていくということで、急激なことを避けるためにそういった緩和措置、先ほど言いました負担調整をするわけでございまして、それが大体17年ぐらいかかるということのうちのうちでは計算しておりますので、そういったことで今回17年ということを書かせていただいている状況でございます。（「17年かけてしよるということ」と呼ぶ者あり）

○議長（上田利治君）

暫時休憩します。

午前11時6分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

負担調整の措置につきましては、平成6年からずっと延長されてきております。これにつきましては、土地の価格に対して5%以内で負担調整をするということになっておりますので、急激な評価の上昇は今のところできないという状況でございます。それで、平均的な価格で17年と言っておりますので、その土地の価格が高ければ17年以上かかりますし、土地の価格が安ければ17年以内で本来の評価額に達するということになりますので、その点は御承願したいと思います。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程6 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上田利治君）

日程6. 議案第28号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第28号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めるものでございます。

専決処分の内容でございますが、玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定でございます。

専決理由といたしましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、また、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されることに伴いまして、条例の施行日までに緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認めまして、専決処分をさせていただ

いているところでございます。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせたいと思います。

どうか御審議の上、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

お手元に資料を配付しておりますけど、今回、玄海町国民健康保険税条例の一部改正については、新旧条文対照表により内容を御説明申し上げたいと思います。

まず、3ページをお開きください。

第2条第1項第1号から第3号までについては、広域化による国民健康保険の財政運営の責任主体が佐賀県になることに伴い、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定するとともに、市町村は保険税を賦課徴収し、佐賀県に納付金として納める仕組みへ見直されたことに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

次の4ページをごらんください。

第2条第2項については課税限度額を定めたもので、基礎課税額の540千円を580千円に引き上げ、同じく第2項から第4項の第1号から第3号を加えた改正は、同条第1項の改正によるものでございます。

今回、基礎課税額部分の限度額引き上げによって、国民健康保険税の課税限度額を改正前の890千円から930千円に引き上げるものでございます。

6ページをごらんください。

次の第23条では軽減措置を定めるものでございます。

中ほどの第23条第1項第2号をごらんください。5割軽減の判定基準を規定したものでございます。現行の被保険者の数に乗すべき金額270千円を275千円に引き上げるものでございます。

次の同条第1項第3号は2割軽減を規定したもので、現行の被保険者の数に乗すべき金額490千円を500千円に引き上げるものでございます。

今回、7割軽減についての改正はあっておりません。

それでは、2ページをお開きください。

附則第1条において、施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

第2条において、改正後の規定は平成30年度以後の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

どうか御審議の上、原案どおりの承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

これもさっきと一緒にしょうけど、国保の運営者が都道府県になったということで、玄海町にとっては結局は何もない法律ですよ。それで、財政運営の主体が県になった。そして、収納、賦課徴収は市町村がするということですが、徴収は100%の収納はないですよ。そのときは徴収した金額だけを県に納めていいんですか。徴収しないときは、やはり今までみたいに収納機構か何か、徴収機構か何かつくってやるということでしょうか。恐らく100%はまずあり得ない。そのときはどういうふうになりましょうか。

○議長（上田利治君）

山口保健介護課長。

○保健介護課長（山口善正君）

関連でございますので、私のほうから説明をしたいと思います。

県に納める納付金につきましては、県全体で保険、国保に係る事業の総額を出します。そして、それに基づいた医療費であるとか、あと所得であるとかに案分した金額が示されます。それについて納めるということでございまして、税額が幾らということではございません。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

例えば、玄海町は今月の徴収額は1,000千円ですよと県から来ますよね。それが850千円しか集まりませんでしたと言ったら、それでいいんですかと聞いているんですけど。

○議長（上田利治君）

山口保健介護課長。

○保健介護課長（山口善正君）

納付金につきましては、先ほど説明しましたとおり、年額で県の保険給付等でどれぐらい全体額がかかる、それに基づいて各市町で案分をいたします。その案分を納めていただくということになりますので、保険税の納付率が高い低いということで左右されるものではございません。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

100%収納はあり得ないですよ。もし85%しか徴収ができなかった場合は、15%は各市町で案分して負担する、そういうふう聞こえたんですけど。

○議長（上田利治君）

山口保健介護課長。

○保健介護課長（山口善正君）

済みません、説明足らずで申しわけございません。

先ほど言いました町が納めるべき金額がございます。そして、当然、その対価といいますか、もとになる財源としまして、保険税がございます。足りない分につきましては、今までどおり法定外繰入金、または基金を投入して支払うということでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

それは運営者が県だから、市町の責任にはならないわけですね。それはただ徴収のお手伝いを市町はするだけで。

そして、もう一つ聞きます。払えない人がいますよね。今までは町長の裁量で特別に保険証を交付しておりましたけど、そういうことは県が運営者になってもあり得るんですか。そのときの判断をするのは県知事ですか、市町の責任者ですか。

○議長（上田利治君）

山口保健介護課長。

○保健介護課長（山口善正君）

今回、広域化の運営につきましては、県のほうが財源の主体というふうになりますけれども、事務的なものにつきましては従来と変わっておりません。ですから、今までどおりの取り扱いになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

保険証の発行、停止の場合に関しては、また特別に発行する場合は町長の裁量でいいということですね。

さっきの保険料が未収になった、その分の責任は町にはないわけですか。その市町によってありますよね、量が多いところ、少ないところ。その辺まで詰めてあるんですか。詰めなきゃ事業はできないでしょうけど、その辺はどうなるんでしょうかね。

○議長（上田利治君）

山口保健介護課長。

○保健介護課長（山口善正君）

徴収率につきましては2号補助金という形で、当然、上がればその分、補助金が来るといような制度に今なっております。ですから、それが言えばエンジンのぶら下がっておりまして、それを市町としては努力してやるということでございます。

ただ、今言われますように、収納率が高い安いについて県とかがどうこう言うことはございませんで、今までどおり各市町で賦課した分を各市町が責任を持って徴収すると。そして、それをもとに納付金を納めるというふうな形でございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

市町が責任を持って徴収するのはわかるんですよ。それが100%徴収はあり得ないから、そのできなかった分はどうなるのか、市町には責任はないのか。ただ徴収に努力しましたが、100%行きませんでした、その差額はどこに来るのか。県が負担するのか。あなたのところは少ないから、何%以下だったらあなたのところが負担してくださいということになるのか。

市町にペナルティーがつくのかどうか。その辺はどうなんですか。

○議長（上田利治君）

山口保健介護課長。

○保健介護課長（山口善正君）

県としましては、納付金が決まります。うちが2億円を超えておりましたけれども、それを県としては納めていただくと。あとは当然、先ほど言いましたとおり、各市町の努力で保険料は徴収すると。それで、どうしてもできない場合は、今言いましたとおり、基金であるとか、あと法定外繰入金とかをお願いして納めるという形になりますので、責任の所在ということにつきますと、どちらも当然保険者でございますので、どちらがどうのこうのということではありませんで、とりあえず町としては粛々とそれを実行するというところでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

町は事務作業も徴収作業もするだけで、後の責任はないということですね。

○議長（上田利治君）

山口保健介護課長。

○保健介護課長（山口善正君）

とりあえず県全体で賄うような形になっておりますので、町が幾ら出すということを粛々とうちは納めていくというふうな形で、特段、責任の所在はございません。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○6番（脇山伸太郎君）

今回、課税限度額が540千円から580千円になっております。介護、後期高齢者も入れたら最高額が930千円という増額になっております。この最高額というか、課税限度額が毎年上がっておりますけど、大体何年ぐらい続けて課税限度額は上がっていますかね、おおよそ。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

済みません、ちょっと手元に資料は去年の分だけしか持ってこなかったんですけど、限度額については毎年若干ずつ上がっていると思っております。済みません、金額については毎年幾らだったというのは、ちょっと資料を持ってきておりませんので、今お答えできない状況でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○6番（脇山伸太郎君）

ここ数年、もう3年ぐらいは間違いなくずっと毎年限度額が上がってきたように感じております。

国保税を納める方たちが玄海町に何世帯あって、介護等、後期高齢者まで入れると最高額930千円に今度なりますけど、その家庭は大体どのくらいの世帯数になりますか。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

平成30年度の所得額で試算した場合、平成29年度が57世帯、今回の改正で平成30年度は52世帯が限度額の世帯数となります。

また、先ほど言われました玄海町の国民健康保険の世帯数につきましては862世帯で、玄海町の総世帯の1,941世帯からすると44.41%、また、被保険者が1,804人ですので、全体の人口5,674人からしますと国民健康保険の被保険者としては31.79%となっております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○6番（脇山伸太郎君）

57世帯から、30年度は52世帯ぐらい、この最高限度額の課税の方というのは、業種とかはちょっとわからんですよね。農業とかサラリーマンとか、わからなかったらそれはいいです。

今回、制度改正で限度額の見直しで、町の税込増減は国保税に関してはどのくらい違うんでしょうか。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

限度額を超えている世帯につきましては、施設園芸の農家の方が大部分だと考えております。今回の限度額の超過額については約2,148千円の減額となりますので、軽減世帯、5割軽減、2割軽減の世帯を含めて、今回、1,970千円ほどの国民健康保険の増収と、全体としては試算をしております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○6番（脇山伸太郎君）

約2,000千円近くの増収というか、税金が上がるということで見たらいいですね。

それと、先ほどの答弁で、限度額の方は施設園芸ということは、これは町長、農業施策が今までの産業振興がうまくいった成果ではないかなと思っております。

以上です。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第28号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程7 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度玄海

町一般会計補正予算（第1号）

○議長（上田利治君）

日程7. 議案第29号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第29号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容でございますが、平成30年度玄海町一般会計補正予算（第1号）でございます。

専決理由といたしましては、平成30年度玄海町一般会計において、生涯学習の推進を担う社会教育主事を早急に雇用する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないと認めまして、専決処分をさせていただいているところでございます。

補正の内容につきまして御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,772千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を6,925,772千円とするものでございます。

歳入補正予算といたしましては、17款繰入金、2項基金繰入金の財政調整基金繰入金2,772千円の増額でございます。

歳出補正予算としましては、10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費に嘱託職員報酬として2,400千円、社会保険料として372千円を計上するものでございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○6番（脇山伸太郎君）

社会教育関連ですけれども、これまでは教育委員会がずっと社会教育費に関してはされてきたと思っております。今回の議案の中に、生涯学習の推進を担う社会教育主事を早急に雇用する必要があるということですが、内容的にはこういった感じで雇用する必要があるということなんでしょうか。

○議長（上田利治君）

中島教育長。

○教育長（中島安行君）

お答えします。

社会教育主事については、昨年度から私も探しておりましたが、今回、その人材が見つかりましたので、4月1日から来てもらっておりますが、見つかったということで、今回お願いしたところです。

（午前11時40分 岸本町長 退席）

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○6番（脇山伸太郎君）

教育委員会で今までそういった生涯学習関係とか社会教育はされたと思うんですけども、この主事を導入することで、どういったメリットといたしますか、仕事の進捗とかいろいろあると思うんですけど、それについて若干答弁いただけたらなと思っておりますけど。

○議長（上田利治君）

中島教育長。

○教育長（中島安行君）

社会教育主事というのは、いろんな仕事がありますが、1つは公民館活動ですね。あと、きょうから始まりますが、通学合宿のお世話とか、あと、地域のいろんな体育関係の講習会とか行事とか、この前の寿教室とか、地域の社会教育のいろんなイベント行事で企画、運営、お世話、いろんなことをする大事な役目でもありますので、ぜひこの社会教育主事の活動を私も期待しております。

以上です。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○6番（脇山伸太郎君）

今回、6ページにあります歳入が財政調整基金繰入金、緊急ですからこれの繰り入れになっていますが、社会主事も交付金等とかでもできるんですか。それは今後、来年とか、それはどんなふうになりますか。

（午前11時41分 岸本町長 復席）

○議長（上田利治君）

加納財政企画課長。

○財政企画課長（加納晴美君）

社会教育主事の給料に関しましても交付金の充当は可能でございますが、今年度につきましては交付金の申請の時期には間に合いませんでしたので、今回は財政調整基金ということで対応をさせていただいているところでございます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

教育長も、社会教育というのは非常に幅が広くて、何を主体にやろうということは決めにくいと思うんですけど、大体その辺の方針、先般紹介された校長先生上がりの方でしょう。だから、どういう面で力を入れてやっていこうとか、前は社会教育主事というのは職員が一緒に兼務していたんでしょ。だから、大分色合いも違うと思いますし、どの辺に力を入れていこうと思っておられるのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども、答えられますか。

○議長（上田利治君）

中島教育長。

○教育長（中島安行君）

お答えします。

各地区に公民館長がおりますが、今現在、ほとんど各地区の公民館活動というのがなされていない状況ですね。それで、今は町民会館で一つのいろんな活動をやっておりますが、私の考えは、各地区の公民館で何か研修会なり清掃活動なり、地域のいろんな取り組みをぜひ今年度から広げたいなと思っております。その企画、運営、お世話を率先してするのが社会教育主事だと思っておりますので、まずは地区の公民館の活動を何か一つと思っておりますが、ことしから急に全部というのは無理ですので、今考えているのは、今年度1つか2つ、まず公民館でやっていただくと。それを、こういうことをやりましたということを通じて地域に広めていくと。そして、その地域からやはり研修を、学習を深めると。それが社会教育の推進、発展につながるかなと思っておりますので、そのために率先して働いてもらおうと考えております。

以上です。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

ぜひ頑張ってほしいんですけど、今でも老人会とか婦人会、子供クラブとか、そういう社会教育はずっと前からあっているんですよね。ただ、それがだらっと続いているという感じを見直しされようとするのか、それとも、部落間の新しい世代になって、そういうものが大分希薄になってきましたよね。その辺、今あっていることも見詰め直すということだというふうに思っていたらいいですか。

○議長（上田利治君）

中島教育長。

○教育長（中島安行君）

今、私が心配しているのは、1つは老人会、ある地区がなくなりました。そして、老人会の会員も減っていると。あと、婦人会の会長からも聞いたのですが、各地区の婦人会の組織がなくなりつつあると。実際、婦人会の総会に行っても、参加者が昨年よりもことしまた減りましたね。そういうふうに地域のお年寄りの、老人会の組織とか、婦人会の組織とか、あと子供クラブ関係、いろんな面で減りつつあります。それで、それをストップするために、やはり地域から何かを起こさないと、こちらから願いますだけではいけませんので、先ほど申しましたとおり、各公民館で何か、清掃活動でもいいでしょうし、何かそこでやって、そのときに一緒に話し合ったり、どうしたらいいかということで、まずは取り組んでいきたいなと考えております。

以上です。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

これが非常に難しいんですよね。初めから水をかけるような言葉になっているかもしれませんが、大いに期待はしていますけど、婦人会でも組織率が減ってきた、老人会でも解散するところが出てきたとか、そういうふうな現状ですよ。子供クラブでも子供の数が減ってきて、私らの子供のころとしたら全く活動の内容も違ってきています。その辺もしっかり加味された上で、やっている地域とやっていない地域とありますよね。それに、神社仏閣に

も関係するかもしれませんが、おくんちとか、そういうこともやはり現実をしっかりと見てもらって、そして、これからどうするのかということ、運用ですけど、しっかりと頑張ってください。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第29号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程8 議案第30号 玄海町温泉掘削工事請負契約について

議案第31号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について

議案第32号 玄海町敬老年金支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 平成30年度玄海町一般会計補正予算（第2号）

議案第34号 平成30年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（上田利治君）

日程8. 議案第30号 玄海町温泉掘削工事請負契約についてから議案第34号 平成30年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの以上5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、提案しております議案について提案理由の説明を申し上げます。

契約案件が1件、協議案件が1件、条例の一部改正が1件、平成30年度会計の補正予算が2件、合わせて5件でございます。

議案番号順に申し上げます。

議案第30号 玄海町温泉掘削工事請負契約につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

プロポーザル方式で審査をし、選定した玄海町温泉掘削工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議案の議決を求めるものでございます。

1つ、契約の目的としましては、平成30年度玄海町温泉掘削工事でございます。

契約の方法は、プロポーザル方式による契約でございます。

契約金額は、297,648千円でございます。

契約の相手方は、福岡市博多区博多駅東2丁目6番23号、日鉄鉦コンサルタント株式会社九州本社、取締役九州本社長、犬塚忠之氏でございます。

工期につきましては、議会議決の日以降で町が指定する日から、成工は平成31年3月15日までとしております。

支出科目は、一般会計（3款民生費・1項社会福祉費）でございます。

また、この工事のプロポーザル参加業者につきましては、公募に対して日鉄鉦コンサルタント株式会社九州本社1者の参加表明がありました。

次に、議案第31号 佐賀県市町総合事務組合格約の変更に係る協議につきまして御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成30年8月1日から新たに佐賀県東部環境施設組合を佐賀県市町総合事務組合に加入させ、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務に参加させるため、同組合格約の変更協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第32号 玄海町敬老年金支給条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

本町に居住する高齢者に対し敬老の意を表し、敬老祝金の増額を行うため、本条例を改正

するものでございます。

次に、補正予算でございますが、議案第33号 平成30年度玄海町一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ238,161千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を7,163,933千円とするものでございます。

歳入補正予算といたしましては、1款町税、2項固定資産税の現年課税分80,300千円の増額、この主な要因は、家屋の課税対象施設の実際の評価が当初予算時に見込み算定していた評価の3倍と大きく上回る事となったこと、さらに、償却資産に係る総務大臣配分の課税標準となるべき価格決定がなされたことに伴い、固定資産税の課税額が確定をし、課税評価額の減少幅が当初予算見込み8%から約4%の減少にとどまったことによるものでございます。

次に、9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税の普通交付税15,119千円の減額は、町税等の増額に伴い基準財政収入額が増加し、基準財政需要額との差が縮小したため、交付税額の見込み額を減額するものでございます。

次に、11款分担金及び負担金、2項負担金、5目農林水産業費負担金6,257千円の増額は、唐津農業協同組合が国庫事業を活用し、玄海町及び鎮西町管内の共同乾燥施設（ライスセンター）の再編を行い、集出荷コストの低減を図り、管内の稲作経営の安定及び産地の維持、発展を目的として、産地パワーアップ事業計画に基づく玄海共同乾燥調製施設整備事業を実施するに当たり、唐津市の受益者負担分として予算措置するものでございます。

次に、12款使用料及び手数料、1項使用料、5目教育使用料の社会教育使用料2,386千円の増額は、行政財産である有浦コミュニティセンターの運動場を民間事業者に貸し付けることに伴い、使用料が発生するため、予算措置するものでございます。

次に、14款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金137,500千円の増額は、負担金で御説明いたしましたライスセンターの再編事業に対する国庫補助が県を通して補助されるため、予算措置をするものでございます。

次に、15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入1,474千円の増額は、普通財産である旧玄海園の敷地を民間事業者に貸し付けることに伴い、貸付料が発生するため、予算措置するものでございます。

次に、歳出補正予算の主なものといたしましては、3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉事業費4,975千円の増額は、条例の提案でも御説明いたしましたが、「敬老年金」を

「敬老祝金」に改め、支給額の改定に伴う予算措置を行うものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、玄海共同乾燥調製施設整備事業151,250千円は、歳入でも御説明いたしましたライスセンターの再編に伴い、事業に係る費用の一部を補助するもので、国庫補助のほか、唐津市からの負担金6,257千円を玄海町が取りまとめ、唐津農業協同組合に補助するため、予算措置するものでございます。

また、同日農業振興費、かんきつ集出荷貯蔵施設整備事業14,019千円は、唐津農業協同組合が国庫事業を活用し、管内でかんきつ類の出荷所を統合することにより、農家作業労力の軽減や選果コストの削減などを図り、農家の経営安定に資する産地パワーアップ事業計画に基づく事業実施に補助するため、予算措置するものでございます。

次に、議案第34号 平成30年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,623千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を265,623千円とするものでございます。

歳出補正予算の2款事業費、1項事業費、1目特定環境保全公共下水道事業費18,623千円の増額は、南部・北部浄化センターの汚泥処分について、当初予算では発生した汚泥を1年間のうちに数回に分けて処分する計画としておりましたが、嫌気槽第1室の硬化した汚泥を除去する必要があるため、空洗作業などに係る費用の予算措置を行うものでございます。

以上、提案の理由を申し上げましたが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（上田利治君）

ここでお諮りいたします。本件につきましては予算特別委員会に付託して審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、議案第30号 玄海町温泉掘削工事請負契約についてから議案第34号 平成30年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの以上5件につきましては予算特別委員会に付託して審議することに決定いたしました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

午後0時 散会